

## Go To 商店街事業 Q&A 集 (11月10日時点)

### Go To 商店街事業とは (募集要領 P3)

1 Go To 商店街事業の概要を教えてください。

本事業は、3密対策等の感染拡大防止対策を徹底しながら、商店街がイベント等を実施することにより、周辺地域で暮らす消費者や生産者等が「地元」や「商店街」の良さを再認識するきっかけとなる取組を支援するものです。本募集では、その取組を実施する商店街等の事業者を募集いたします。

2 募集要領 P3 に記載の「消費者」に観光客は含まれますか。

観光客は消費者に含まれます。

3 募集要領 P3 に記載の「生産者」とは何でしょうか。

地域を支える、商品やサービスの提供者のことです。

### 本事業の目指すものについて (募集要領 P5)

1 募集要領 P5 に記載の「本事業の目指すもの」に合致しない取組及び HP に公開されている「事例集」に記載の無い取組は対象事業外でしょうか。

本事業の方向性として記載しております。審査の対象とはなりますが、必ず実践する必要があり、という要件ではございません。また、あくまで事例集に記載されている取組は一例でございます。

2 Go To 商店街事業の目的を教えてください。

本事業は、外出自粛などで地域の絆が損なわれる状況にある中で、地元や商店街の良さを再認識するきっかけとなるような商店街イベント等を支援し、地域の活気を取り戻すことを目的としています。

### 対象事業及び募集期間について (募集要領 P6)

1 「事業開始日」の定義を教えてください。

本事業の対象となる事業の準備（イベント等のチラシ作成、HP 制作等）に着手した日（発注日、購入日、契約日）を事業開始日とします。なお、事務局との契約締結日以降でなければ、事業に着手（発注、購入、契約）することはできませんので、ご注意ください。

2 通常募集で一度、不採択となった場合、再応募は可能ですか。

不採択の場合、再応募が可能です。

3 採択後に辞退した場合、再度応募することは可能ですか。

採択後に辞退した場合、再度応募することは可能です。

4 12月と1月にイベント実施を予定していますが、1申請にまとめて応募することは可能ですか。

可能です。「事業開始日」の4週間前までにご応募ください。

### 対象となる事業者について（募集要領 P7）

1 対象となる事業者を教えてください。

特定の商店街等（商店街その他の商業の集積）の活性化につながる取組を実施できる組織等がございます。詳細は、募集要領 P7 のご確認をお願いいたします。

2 商店街等組織の連合会は対象事業者になりますか。

当該「連合会」が、法人格を有する場合、募集要領 P7 の①の a. ～c. すべての要件を満たしていること、また、法人格を有していない場合、募集要領 P7 の③の a. ～f. すべての要件を満たしていることのいずれかにより対象となり得ます。

3 商店街等組織が加盟する連合会の場合、募集要領 P7 に記載の「構成員数・会員数原則 10 者以上」の考え方を教えてください。

連合会による申請の場合、その連合会を構成する各商店街等組織の構成員数・会員数の総計が原則 10 者以上であることを要件とします。

4 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会は対象事業者になりますか。

募集要領 P7 の①の a. ～c. すべての要件を満たしていれば対象事業者になります。申請時に、本事業で対象とする「商店街その他の商業の集積地」を明確にしてください。

5 商工会議所及び商工会議所連合会は対象事業者になりますか。

募集要領 P7 の①の a. ～c. すべての要件を満たしていれば対象事業者になります。申請時に、本事業で対象とする「商店街その他の商業の集積地」を明確にしてください。

6 商工会及び商工会連合会は対象事業者になりますか。

募集要領 P7 の①の a. ～c. すべての要件を満たしていれば対象事業者になります。申請時に、本事業で対象とする「商店街その他の商業の集積地」を明確にしてください。

7 観光協会は対象事業者になりますか。

法人格を有する場合は、募集要領 P7 の①の a. ～c. すべての要件を満たしていること、また、法人格を有していない場合は、募集要領 P7 の③の a. ～f. すべての要件を満たしていることのいずれかにより対象となり得ます。なお、会則等により「主として地域や商店街等の活性化につながる取組を実施することを目的とした組織」であることを証明していただく必要がございます。

8 まちづくり協議会は対象事業者になりますか。

法人格を有する場合は、募集要領 P7 の①の a. ～c. すべての要件を満たしていること、また、法人格を有していない場合は、募集要領 P7 の③の a. ～f. すべての要件を満たしていることのいずれかにより対象となり得ます。なお、会則等により「主として地域や商店街等の活性化につながる取組を実施することを目的とした組織」であることを証明していただく必要がございます。

9 温泉街は対象事業者になりますか。

法人格を有する場合は、募集要領 P7 の①の a. ～c. すべての要件を満たしていること、また、法人格を有していない場合は、募集要領 P7 の③の a. ～f. すべての要件を満たしていることのいずれかにより対象となり得ます。なお、会則等により「主として地域や商店街等の活性化につながる取組を実施することを目的とした組織」であることを証明していただく必要がございます。

10 飲食店街は対象事業者になりますか。

法人格を有する場合は、募集要領 P7 の①の a. ～c. すべての要件を満たしていること、また、法人格を有していない場合は、募集要領 P7 の③の a. ～f. すべての要件を満たしていることのいずれかにより対象となり得ます。なお、会則等により「主として地域や商店街等の活性化につながる取組を実施することを目的とした組織」であることを証明していただく必要がございます。

1 1 市場、卸売市場及び問屋街は対象事業者になりますか。

法人格を有する場合は、募集要領 P7 の①の a. ～c. すべての要件を満たしていること、また、法人格を有していない場合は、募集要領 P7 の③の a. ～f. すべての要件を満たしていることのいずれかにより対象となり得ます。なお、会則等により「主として地域や商店街等の活性化につながる取組を実施することを目的とした組織」であることを証明していただく必要がございます。また、不特定多数の一般消費者を対象として事業を行っていることも必要でございます。

1 2 実行委員会は対象事業者になりますか。

法人格を有する場合は、募集要領 P7 の①の a. ～c. すべての要件を満たしていること、また、法人格を有していない場合は、募集要領 P7 の③の a. ～f. すべての要件を満たしていることのいずれかにより対象となり得ます。なお、会則等により「主として地域や商店街等の活性化につながる取組を実施することを目的とした組織」であることを証明していただく必要がございます。

1 3 NPO 法人は対象事業者になりますか。

募集要領 P7 の②の a. の要件を満たしていれば対象事業者になります。

1 4 一般社団法人は対象事業者になりますか。

募集要領 P7 の②の a. の要件を満たしていれば対象事業者になります。

1 5 テナント会は対象事業者になりますか。

法人格を有する場合は、募集要領 P7 の①の a. ～c. すべての要件を満たしていること、また、法人格を有していない場合は、募集要領 P7 の③の a. ～f. すべての要件を満たしていることのいずれかにより対象となり得ます。なお、会則等により「主として地域や商店街等の活性化につながる取組を実施することを目的とした組織」であることを証明していただく必要がございます。なお、本事業は中小企業施策の一環として実施するものであるため、大企業が運営するショッピングセンター、ホテル等に入居する者で構成されるテナント会は除きます。

1 6 ○○会青年部のような内部組織は対象事業者になりますか。

(組織本体が申請するのではなく、その内部組織が事業者として応募する場合)。

○○会青年部のような内部組織は対象事業者になりません。

17 商店街等組織が加盟する連合会の場合、構成員数・会員数原則 10 者以上の考え方を教えてください。

連合会による申請の場合、その連合会を構成する組織の構成員数・会員数の総計が原則 10 者以上であることを要件とします。

18 経営赤字であっても対象事業者になりますか。

事業遂行能力の観点から審査によって適否を総合的に判断いたします。  
なお、倒産手続きに入っている場合は対象となりませんので、ご了承ください。

19 個人事業主は対象事業者になりますか。

対象になりません。組織を形成している必要があります。

20 イベント会社、広告会社は対象事業者になりますか。

対象になりません。民間事業者は、募集要領 P7 の②の a. に記載の「まちづくりの推進を図る事業活動を行うことを目的として設立された企業であることが定款等で確認でき、特定の商店街等において、まちづくりや商業活性化の担い手としての活動実績を有していること」の要件を満たす必要があります。

21 設立して間もない組織も対象事業者になりますか。

法人格を有する場合、対象事業者になります。法人格を有していない場合、応募時において、設立して 1 年以上経過していることが必要です。ただし、設立 1 年未満であってもそれと同等の前身組織が存在する場合は対象となる可能性がございます。

22 フリーマーケットのような一時的な店舗の集積は、募集要領 P7 に記載の「構成員・会員の店舗が集積し、商店街等を形成していること。」に該当しますか。

一時的な店舗の集積は、募集要領 P7 に記載の「構成員・会員の店舗が集積し、商店街等を形成していること」に該当しません。

## 対象となる事業について（募集要領 P8）

1 収益事業は対象事業になりますか。

国が実施する事業のため、事業者が売上をあげる収益事業は対象外です。

- 2 商材開発又はプロモーション事業のみでも対象事業となりますか。  
(イベントは必ず実施しなければならないのでしょうか。)

特定の商店街等の活性化につながる取組であれば、商材開発又はプロモーション事業のみの実施でも対象事業になります。

- 3 事業者が参加者から参加料を徴収する事業は対象事業になりますか。

事業者が売上をあげる収益事業は対象外です。

### 事業実施場所について (募集要領 P8)

- 1 室内でのイベント実施は可能でしょうか。

感染症対策の観点から、原則、屋外でイベントを実施してください。なお、やむを得ず、室内でイベント等を実施する場合は、政府の基本的対処方針の遵守や商店街ガイドライン、業種別ガイドライン等を踏まえた感染症対策の徹底が実施の条件となります。合わせて、Go To 商店街事業感染症対策実施マニュアルをご参照ください。

### 上限額について (募集要領 P8)

- 1 先行募集と通常募集で予算額が決まっているのでしょうか。

先行募集分は約3割、通常募集分は約7割にて予算管理しております。

- 2 地方ブロック又は都道府県毎に予算額が決まっているのでしょうか。

地方ブロックごとに予算管理をしております。

### 2者以上で連携し事業を実施する場合について (募集要領 P9)

- 1 姉妹都市のような遠く離れた市町村に属する事業者間での連携も可能でしょうか。

可能です。連携に距離の制限はございません。ただし、連携してイベント等を実施することにより、双方それぞれに相乗効果が生まれ、特定の商店街等の活性化につながることを説明できることが必要です。

2 2者以上で連携し事業を実施する場合、事業に係る費用を1者のみで負担することは可能ですか。

可能です。ただし、費用負担をしない場合であっても、各々がイベント等の実施にあたって実質的な役割を担う必要がございます。また、審査にて連携の必要性、相乗効果が見込めないと判断された場合、追加の500万円が認められない場合がございますので、ご注意ください。

3 2者以上で連携し事業を実施する場合において、双方間の受発注は可能でしょうか。

連携者間での受発注は認められません。

4 連合会とその傘下の商店街組織が連携して応募することは可能ですか。

可能です。ただし、審査にて連携の必要性、相乗効果が見込めないと判断された場合、追加の500万円が認められない場合がございますので、ご注意ください。

#### 応募回数について（募集要領 P9）

1 応募回数に制限はありますか。

通常募集期間内に1回のみです。ただし、非採択の通知を受けた場合は、再度応募することができます。

2 採択回数に制限はありますか。

通常募集期間内に1回のみです。ただし、採択後に辞退した場合、再度応募することができます。

#### 対象経費について（募集要領 P10～P13）

1 本事業に補助率はありますか。

本事業は委託事業になりますので補助率はありません。募集要領に記載の対象経費のうち、単独申請の場合330万円（税込）を上限とし、費用の実費分を支援いたします。

2 単独で応募した場合の経費上限額300万円は税抜額と税込額のどちらでしょうか。

税抜額でございますので、税込額は330万円でございます。

3 商店街等組織の連合会又は商工会が単独で応募した場合、経費上限額はいくらでしょうか。

1事業者の経費上限額330万円（税込）でございます。

4 経費の支払額はどのように決定するのでしょうか。

本事業の対象経費であり、かつ、事業者が事業実施に要した費用のみを経費上限額の範囲内でお支払いいたします。

5 既に着手している事業は対象となりますか。

対象外でございます。事務局と契約締結後、事業を開始するものに限りますのでご了承ください。

6 謝金単価に決まりはありますか。

謝金の単価は、各事業者の内規等により、その単価の根拠が明確であり、その金額が市場価格と比べ、妥当な範囲で設定してください。経費の妥当性についても、審査対象になります。

7 謝金単価について、内規等がない場合、どうすればよいですか。

内規等がない場合は、経済産業省「委託事業事務処理マニュアル記載の【参考】謝金の標準支払基準 ([https://www.meti.go.jp/information\\_2/downloadfiles/2020\\_itaku\\_manual.pdf](https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2020_itaku_manual.pdf)) を目安とし、この範囲内で支出してください。

8 販売促進費の基準はありますか。

地域産品を活用した商店街等への誘客力向上のために要する費用かどうかを審査にて判断いたします。

9 商店街が属する市町村に立地するナショナルブランドの製品は地域産品となりますか。

地域産品とはなりません。

10 地域限定の商品券、ホテル宿泊券、一日乗車券、入浴券等は「地域産品」となりますか。

金券類のため、対象外です。

11 感染予防用品の購入費用として、空気清浄機、サーモカメラ、体温計及び消毒液スタンドの購入は対象経費になりますか。

事業実施期間中に消費することができる用品ではないため、対象外です。



1 2 PCR 検査代は対象経費になりますか。

対象外でございます。

1 3 備品・消耗品の購入費は対象経費になりますか。

感染予防用品の購入費を除き対象外でございます。

1 4 イルミネーションイベントの電球の購入費用は対象経費ですか。

感染予防用品を除く、消耗品、備品の購入費は対象外でございます。

1 5 アーケード改修又は空き店舗の改修・改造は対象経費になりますか。

対象外です。

1 6 プレミアム付き商品券、バルチケット、割引券等の原資分は対象経費になりますか。

対象外です。

1 7 ポイント還元事業のポイント還元分は対象経費になりますか。

対象外です。

1 8 アルバイト雇用のために要する補助員人件費について雇用できる者に制限はありますか。

商店街等組織の役員、組合員、組合員の雇用者及び組合員の家族（同一生計世帯）をアルバイトとして雇うことはできません。

1 9 イベント実施時の電気代は対象経費になりますか。

本事業のイベント等を実施するために必要な経費と説明でき、かつ、商店街イベント等の実施のみに使用が特定できるものに限り対象経費となり得ます。

20 イベント企画会社等に対して、イベント実施をすべて委託・外注しても良いでしょうか。

申請者の立場である商店街等においては事業の責任が持てるよう、十分な役割を担っていることが求められるため、業務の全てまたは総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を委託・外注することはできません。また、委託費・外注費が全体経費の50%を超える場合は、理由書を採択後から契約までの間にご提出いただきますので、ご承知おきください。

21 委託費・外注費の制限はありますか。

申請者の立場である商店街等においては事業の責任が持てるよう、十分な役割を担っていることが求められるため、業務の全てまたは総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を委託・外注することはできません。また、委託費・外注費が全体経費の50%を超える場合は、理由書を採択後から契約までの間にご提出いただきますので、ご承知おきください。

22 応募時点で相見積が必要ですか。

必須ではございません。ただし、採択後から契約までの間に、相見積もりを取り、相見積もりの中で最低価格を提示した者を選定（一般競争等）してください。相見積もりを取っていない場合又は最低価格を提示していない場合には、選定理由を明らかにした理由書をご提出いただきますので、ご承知おきください。

23 新型コロナウイルス感染症の影響でイベントを中止又は延期せざるを得なくなった場合、そのキャンセル費用は対象経費となりますか。

中止又は延期の判断は事務局と協議の上、決定致します。事務局が中止又は延期の判断をした場合においては、契約金額を上限額とし、キャンセル費用も対象となり得ます。なお、事務局と事業者との契約の中で、その規定を記載することといたします。

24 イベントの中止又は延期により契約上限額以上の費用が必要になった場合、増額要求することは可能ですか。

いかなる理由においても、イベント等の中止又は延期により追加的な費用が発生し、契約上限額以上の事業費をお支払い（もしくは、契約変更）することはできません。延期する場合は、契約上限額の範囲内でイベント等を実施することになります。

25 事業費は、消費税分も精算してもらえるのでしょうか。

税込金額を精算いたします。

26 商材開発等で発生する材料費は経費対象ですか。

商材開発における試作品の作成に必要な材料費は対象経費になり得ます。また、本事業で開発した商品を、本事業期間中に、地域産品として無料で配布する場合に必要な材料費は、景品・販促品費として対象経費になり得ます。ただし、販売を目的とした製品、商品等の生産・調達に係る経費は対象外です。

27 外注費等を支払う場合の金融機関への振込手数料は経費対象ですか。

対象外です。

28 感染予防用品の購入費について、「合計20万円（税込）以下であること」とあるが、3者連携の場合、60万円（税込）になりますか。

連携による応募の場合も「合計20万円（税込）以下」です。

29 パフォーマー等の出演費の上限について、パフォーマー1人当たり、「事業費申請額（合計）の10%、もしくは50万円（税込）のいずれか低い金額」ですか。

パフォーマー全員の出演費の合計が「事業費申請額（合計）の10%、もしくは50万円（税込）のいずれか低い金額」です。

30 商店街の組合員等がイベント企画の参考にするため、他地域の商店街へのヒアリング等を行う場合に要する旅費は、対象経費となりますか。

事業者（商店街の組合員等）の旅費は対象となりません。

31 アルバイトを雇った場合、精算時に契約書や出勤簿の提出は必要ですか。

精算時に、以下の書類提出等が必要です。

- ・契約書
- ・従事した補助員の業務日誌、出勤簿、タイムカード
- ・補助員の賃金の支払が確認できる資料（銀行振込受領書等）
- ・補助員人件費に対する源泉徴収（受託者において預かり金処理又は税務署に納付等）の状況を明らかにした書類 等

3 2 提案書等の応募書類及び実績報告書等の作成費は対象経費になりますか。

対象経費になりません。

3 3 外注費の定義は何ですか。

受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に外注するために必要な経費（請負契約）です。

3 4 委託費の定義は何ですか。

発注者との取決めにおいて、受注者が当該事業の一部を他者に行わせる（委任又は準委任する）ために必要な経費です。

3 5 「地域産品を活用した景品・販売促進費」について、単価の上限はありますか。

単価の上限は設定しておりません。ただし、「地域産品を活用した景品・販売促進費」については、不特定多数に広く配布することを目的としていることから、審査においてその適否を総合的に判断いたします。なお、景品や販促品の配布は景品表示法が適用される場合がございますので、ご注意ください。

3 6 「地域産品を活用した景品・販売促進費」について、役務の提供（〇〇体験、〇〇サービス）は地域産品に含みますか。

地域産品に含まないため、対象経費になりません。

3 7 各種保険料は対象経費になりますか。

対象経費になりません。

3 8 年間契約のドメイン代やソフトウェアのランニングコスト等は対象経費となりますか。

原則、契約期間は本事業の実施期間内にしてください。ただし、契約期間を本事業の実施期間内とすることが困難な場合、年間契約期間を事業実施期間で按分し計上することは可能です。

## 感染対策について（募集要領 P14-16）

1 参加者の名簿をとることとあるが、スタンプラリーの参加者全員を確認するのは不可能。どこまで確認すればよいのか。

本事業は、特定の場所・時間においてイベント等を実施する場合は必須要件となります。

「特定の場所・時間においてイベント等を実施する場合」とは、例として、屋内におけるイベント実施や一区画に人が密集されることが想定される広場等における食イベントの実施が挙げられます。判断が困難な場合は、個別具体的な案件をもって、事務局へご相談ください。なお、該当する場合は、参加者に感染者が発生した場合、その行動履歴等を追跡すべく、住所、連絡先等を把握する必要がございます。

2 コロナ対策の観点から本事業において、来場者の名簿が必要なイベントと不必要なイベントの定義を教えてください。

本事業は、特定の場所・時間においてイベント等を実施する場合、参加者名簿を作成するなど、連絡先を把握することを求めています。例として、屋内におけるイベント実施や一区画に人が密集されることが想定される広場等における食イベントの実施が挙げられます。判断が困難な場合は、個別具体的な案件をもって、事務局へご相談ください。

## 事業費の支払いについて（募集要領 P17-21）

1 精算払の場合、事業費は、どのように支払われるのでしょうか。

精算払の場合、イベント実施後に、報告書と共に事業精算書（領収書など）をご送付いただき、内容について精査させていただいた上で対象となる事業費を指定の口座にお振込みさせていただきます。

2 精算払の場合、事業費はいつ頃支払われますか。

事業精算書を受領した後、審査を行います。審査終了後、3週間後を目途にお支払いをいたします。

3 連携申請した場合、事業費はどの口座に支払われますか。

申請時ご提出いただく銀行口座登録様式に記載の口座へ振込致します。原則として、代表者となります。

4 連携申請した場合、連携事業者の各々の口座に支払うことは可能ですか。

申し訳ございませんが、対応できません。代表者の口座に一括でお支払いいたします。

5 概算払は可能ですか。

採択後、概算払の必要がある場合は、契約時に申請書をご提出いただくことにより、可能となります。なお、概算払いの支払いにあたって対面ヒアリング等が実施されます。

6 概算払は全ての事業者が申請可能ですか。

すべての事業者が申請可能です。なお、概算払いの支払いにあたって、対面ヒアリング等が実施されますのでご了承ください。

7 概算払は全額支払われますか。

契約金額のうち、7割を上限にお支払いいたします。  
(契約金の7割から10万円未満を切り捨てた金額)

8 概算払はいつ支払われますか。

採択後、事務局からお送りする概算払申請書をご提出いただき、原則、約3週間以内にお支払いいたします。なお、概算払いのお支払いにあたって、対面ヒアリング等が実施されますのでご了承ください。

#### 審査・採択・契約について（募集要領 P22～24）

1 応募書類発送後、事業開始（事務局との契約）までどの程度かかりますか。

応募書類が事務局に届いてから、審査・採択・契約に至るまで概ね4週間要します。  
なお、応募書類の不備や書類に誤りが生じた場合、再提出を求められることがあり、時間を要する場合があります。

2 採択決定後から契約までの間に、辞退することは可能ですか。

可能です。辞退される場合は、ご契約前に必ずご連絡ください。

3 採択結果は、どのように公表されますか。

Go To 商店街 HP にて随時、公表いたします。

4 採択の場合、どのように通知されますか。

採択された事業者に対してその旨を書面により通知します。また、審査委員会での審査の結果、申請額の減額等を求め、当該変更に応じることを条件とした条件付き採択とする場合があります。なお、確認事項等がある場合、お電話等で連絡をする場合があります。

5 不採択の場合、どのように通知されますか。

事務局より書面にて通知させていただきます。

以上